

那須塩原市農業委員会

第6回総会議事録

令和2年12月24日(木)

那須塩原市役所

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和2年12月24日(木) 午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：20名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊池 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	〃	13	高瀬 和夫
〃	4	松本 誠治	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	17	槌江 栄作
〃	8	秋元 誠	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田淵 徹	〃	20	竹村 文祥

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：9番 大田原重夫委員、10番 田淵 徹委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更（耕作目的取得）申請について
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 7) 議案第7号 非農地証明願いについて
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主任	田端 政則
局長補佐兼農政係長	村松 隆		
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第6回総会を開会いたします。
今回の欠席委員はございません。
在任委員20名、出席委員20名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
次に、「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することをご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号9番大田原重夫委員と議席番号10番田淵徹委員を指名いたします。
それでは議事に入ります。
議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更（耕作目的取得）申請について」を議題といたします。
番号1番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫委員 議案第1号、番号1番について、調査班を代表して報告します。
申請人は、平成9年1月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな事業計画により農地として耕作をするための申請です。
申請人、土地の所在、地目、面積、変更計画の概要は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原警察署戸田駐在所から西へ約100メートルに位置しています。
現地調査は、12月21日、午前9時30分頃に行いました。
変更の理由は、当初計画人は、申請地を一般住宅、物置、車庫として利用する予定でしたが、買入金額が折り合わず、転用の計画を断念したところ、新たな承継人により耕作のために利用したい旨の申出があったため、今回の申請に至りました。
調査の結果、現地は山林化しておりましたが、今後承継人が木を伐採し、農地に復元したうえで耕作をするとのことでした。
許可の取り消しを行っても旧所有者によって農地として効率的な利用がされないこと、承継人が営農計画に従って耕作の事業に効率的に利用することが確実であると認められることなどから、この計画変更は、やむを得ないと判断しました。
地元調査員、調査班とも、変更相当として委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、大田原重夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番及び2番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員

議案第2号、番号1番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月13日、午後4時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、鍋掛公民館から北東へ約1.5キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、水稲10ヘクタール、なす30アール、ブロッコリー70アールを作付しており、トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機2台を所有しています。

申請地の耕作予定は、今まで通り水稲を作付予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議案第2号、番号2番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月13日、午後3時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より西へ約2キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、水稲12ヘクタール、WCS5ヘクタール、大豆3ヘクタールを作付しており、トラクター3台、コンバイン2台、田植え機1台、乾燥機2台を所有しています。

申請地の耕作予定は、今まで通り水稲を作付予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員

議案第2号、番号3番について報告します。

農地に使用貸借による権利を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月21日、午後5時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約4キロメートルの自宅周辺並びに議案書4ページ別紙の

通り、佐野、埼玉地区に位置しています。

借手人の経営状況は、父親と二人で約8ヘクタールの農地で、水稻を中心として経営しております。

申請地の耕作予定は、水稻を作付する予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、加藤拓央委員の報告を求めます。

加藤拓央委員 議案第2号、番号4番について報告します。

農地に賃借による権利を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月13日、午後5時頃、申請人宅で申請人から行いました。

この申請は、令和2年3月に貸駐車場として転用が一度出ておりますが、このプライダル関係の企業がコロナ関係で駐車場が必要なくなったということで、令和2年8月に許可取消が出ておりました。この農地を以前の借手人に再設定の申請です。

申請地は、JR那須塩原駅より南西へ約800メートルに位置しています。

借手人の経営状況は、借地を含めまして、水稻約20ヘクタール、麦・大豆の二毛作で、麦が9.8ヘクタール、大豆が約3.6ヘクタール、トラクターなどの機械はすべて揃っていて3名で耕作しております。この地域の担い手農家です。

申請地は、引き続き水稻と大豆を作付予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、江連節男委員の報告を求めます。

江連節男委員 議案第2号、番号5番について報告します。

裁判上の和解が成立したことを証する書面が添付されており、単独行為での申請となります。農地を代物弁済により取得する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月12日、午後3時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原警察署より南へ0.5キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有し、借地も含め1.5ヘクタールの農地で、主に水稻を作付しております。

申請地の耕作予定は、長期間耕作されていなかったため耕作設備を再生し、また水利が不安定なため当面は畑等での利用を計画しているとのことでした。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美委員 議案第2号、番号6番について報告します。

農地を代物弁済により取得する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月16日、午後1時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、東北自動車道黒磯板室インターより西へ1.5キロメートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、新規就農をめざしているため経営はしておりませんが、現在は宇都宮で自営業を営んでいて、この度父親より代物弁済で農地を取得することになったので、これを機に新規就農し、イチゴの栽培を始めたいとのことでした。就農作業が始まったら実家から通い作業に当たるそうです。必要な農機具は当面親からのリースで始めたいとのことでした。

申請地の耕作予定は、イチゴのハウス50坪を14棟建て、JAの部会に入り生計を立てたいとのことでした。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

なお、譲受人は50アールの下限面積要件を満たしておりませんが、農地法第3条第2項ただし書きの政令で定める相当の事由の、施行令第2条第3項にありますとおり「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められる場合」には不許可の例外に該当します。また、農地法第3条第2項のその他の各号については、該当しないことを確認いたしました。

番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。

渡辺秀一委員

議案第2号、番号7番について報告します。

この申請は、先ほどの議案第1号、番号1番で承認されました耕作目的での計画変更に関する申請となります。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月14日、午前10時15分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市戸田駐在所より西へ約100メートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、そば150アール、野菜10アール、トラクター、そば用コンバインを所有しております。

申請地の耕作予定は、そばを作付予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、竹村文祥委員の報告を求めます。

竹村文祥委員

議案第2号、番号8番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月11日、午後4時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市一区町公民館より東へ約600メートルに位置しています。

申請人の関係は親子です。

申請に至った経緯は、私たちは新規就農者です。助成金の制度で農地の所有権あるいは利用権を有していることとなっているため、今回の申請に至りましたとのことでした。

譲受人の経営状況は、44～60坪のパイプハウスを35棟でアスパラガスを栽培しております。雇用は収穫調整に3～6人、機械はトラクターリース2台、防除機1台、マニア1台、軽ダンプとなっております。

申請地の耕作予定は、引き続きアスパラガスの栽培予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番の調査報告の前に、借手人である法人が農地所有適格法人として適格であるか事務局の確認報告を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

借手人は平成28年2月2日に設立された株式会社でございます。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。

当該法人は、直近の売上高の100%が農業関連事業の売上であり、売上高の過半とする要件を満たしております。続いて社員（構成員）の欄でございます。

定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の過半を保有していると認められますので、議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄でございます。業務執行役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、1人以上が直接農作業に従事しておりますので、役員要件も満たされております。以上のことから番号9番の借手人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長 事務局の確認報告が終わりました。

番号9番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛委員 議案第2号、番号9番について報告します。

農地に賃借による権利を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、12月23日、午前9時45分頃、申請地で、申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立三島体育センターグラウンドより南西へ400メートルに位置しています。

借手人の経営状況は、稲作約13ヘクタール、畑作約3.6ヘクタールの作付けに、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台の所有と、常時3人と臨時6人の労働力があります。

申請地の耕作予定は、稲作です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号9番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

秋元誠委員 異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。
番号10番について、秋元誠委員の報告を求めます。
議案第2号、番号10番について報告します。
農地を贈与する申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
調査は、12月14日、午後1時30分頃、申請地で譲受人から行いました。
申請地は、東関根公民館より南東へ約300メートルに位置しています。
譲受人の経営状況は、譲受人及び息子夫婦の3人で水稻9.9ヘクタール、ブロッコリー等野菜4.6アールを作付しており、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しています。
移転申請の理由としましては、市道建設工事におきまして、買収残地4.6平方メートルについて、土地の有効利用を図るため隣接所有者の譲受人に農地を託すのが最適であるということ
で申請に至ったということです。
申請地の耕作予定は、隣接地と併せてブロッコリー、なす等の野菜の作付けを考えているとの
ことです。
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項
各号に該当しないことも確認いたしました。
番号10番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長 報告が終わりました。
番号10番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題と
いたします。
番号1番について、大田原重夫委員の報告を求めます。
大田原重夫委員 議案第3号、番号1番について報告します。
申請人は、平成29年11月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな事業
計画により農地転用をするための事業計画変更申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立波立小学校より南東へ約400メートルに位置しています。
現地調査は、12月21日、午前10時5分頃に行いました。
変更の理由は、申請人は、申請地及び隣接地に社宅2棟を建築する計画でありましたが、隣接
地に社宅1棟は建築したものの、入居希望者がいなくなってしまうため、残り1棟を建築予
定であった申請地を資材置場として利用したいとのことです。
現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。
地元調査員、調査班ともに変更相当として報告を終わります。
議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、田淵徹委員の報告を求めます。

田淵徹委員

議案第4号、番号1番について報告します。

売買により、建設機械販売所を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校より南西へ約900メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前11時頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、現在この申立人は産業廃棄物の収集、古物の取り扱い等を行っておりますが、現地において新規に建設機械等の展示販売所を設けたいということです。

事業計画は、申請地に事務所1棟を建築し、9台分の建設機械展示販売スペースと7台分の駐車場を整備する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田淵徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美委員

議案第4号、番号2番について報告します。

賃借により、仮設道路及び資材置場を整備するための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林中学校より西へ約150メートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前9時45分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。

農地に復元される一時転用であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、近隣地に建設中の太陽光発電所建設工事に係る、工事区内の乗り入れ時における安全確保のための進入路と資材置場を確保したく申請に至りました。

事業計画は、申請地に幅6メートルの仮設道路、50台分の駐車場を整備するほか、重機置場や資材置場を整備する内容です。

上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号2番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
番号3番について、田淵徹委員の報告を求めます。

田淵徹委員 議案第4号、番号3番について報告します。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、旧那須塩原市立金沢小学校より南西へ約1.7キロメートルに位置しています。
現地調査は、12月22日、午前9時50分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。
農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。
申請に至った経緯は、河川工事に伴い、一時使用届で工事を始めましたが、工事期間が延長の見込みとなったため、一時転用の申請をするものです。
事業計画は、申請地を仮設道路として利用する内容となっています。
上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号3番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、田淵徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。
次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。

秋元誠委員 番号1番及び2番について、秋元誠委員の報告を求めます。
議案第5号、番号1番について調査結果を報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域への編入です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、野間自治公民館より南へ約1キロメートルの圃場整備完了地区内に位置しています。
調査は、12月21日、午前11時10分頃に行いました。
編入を必要とする理由は、申請人は、農地を保全するため農用地に編入したいとのことです。

申請人の経営状況は、本人、家族共農業には従事しておりません。
申請地の利用予定としては、現在も借受人が水稻の作付を行っており、優良農地として今後も継続的に有効利用が図れると見込まれます。
調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。
本申請については、地元調査員、調査班ともに変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。
議案第5号、番号2番について調査結果を報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域への編入です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、山中大塚公民館より南東へ約600メートルに位置しています。
調査は、12月21日、午前10時50分頃に行いました。
編入を必要とする理由は、申請人は、農地を保全するため農用地に編入したいとのことです。
申請人の経営状況は、水稻38ヘクタール、大豆60アール、野菜15アールを本人及び家族4人で認定農業者として営農しております。
申請地の利用予定としては、優良農地として今後も引き続き有効利用が図られると見込まれます。
調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。
本申請については、地元調査員、調査班ともに変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、秋元誠委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。

室井孝美委員

議案第6号、番号1番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR那須塩原駅より東へ約2キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月21日、午前10時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人はパン販売店を経営、集客力のある店舗に育ててきていますが、今般計画の複合店にすることでより入場しやすくなり、来客増が見込まれ、地元農産品の直販施設として、地元関係者にも、寄与することができる。国道4号線で当地から南北に80キロメートルに道の駅がなく、この計画が出来た際は市の観光PRにもなると期待し申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

申請地以外の申請地周辺の地域では、その目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号2番及び3番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。

渡辺秀一委員 議案第6号、番号2番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立西那須野中学校より南へ約400メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前11時25分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、令和2年から営業を始めました。当該申出地に隣接する出入口の利用が思ったより多く、来店客の安全を確保するため、出入口を拡張する計画となりました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として調査報告を終わります。

議案第6号、番号3番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、西赤田自治公民館より南東へ500メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前10時40分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、国道400号線の拡幅工事に伴い、現在住んでいる家が、立ち退きを迫られ、住宅を新築することになりました。将来両親が高齢になり、介護が必要になったときのことを考え、実家に隣接した土地に新築するよう計画したため、今回の申請に至りました。

た。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺秀一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺秀一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号4番及び5番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員

議案第6号、番号4番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、JAなすの西那須野支店南側に位置しています。

現地調査は、12月22日、午前9時5分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、現在使用している駐車場では狭く不便をしております。隣接する県道も拡幅され交通量も増加し、車を入れ替えることが大変危険な思いをしております。土地所有者の承諾もあり駐車場としての本申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は、既存集落に接続した周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設であるため、不許可の例外に該当し立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として調査報告を終わります。

議案第6号、番号5番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、旧那須塩原市立金沢小学校より南へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前10時頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は現在、大田市内のアパートに妻と居住しておりますが、自己用住宅を新築するにあたり、妻の実家と隣接している申出地を住宅敷地として利用する計

画であり、使用貸借により利用することになり本申請に至りました。
申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので、第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号6番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太委員 議案第6号、番号6番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立箒根中学校より南へ約600メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前10時15分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、太陽光発電設備を設置するにあたり、近隣数か所を選定しましたが、当申請地が条件に合致いたしましたので、今回の本申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。

申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については変更相当として市長へ回答いたします。

番号7番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員 議案第6号、番号7番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立西小学校より西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前9時35分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。

除外を必要とする理由は、申請人は、主に産業廃棄物であるコンクリートの収集、再生に伴う再生砕石の販売業を営んでおりますが、公共工事や民間工事の需要が月によって変動があるため、自社でのストック管理を考える上で現在ある砕石置場が既に敷地内適応に達しているため、敷地拡張を考えたいということです。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。

本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員、調査班ともに変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については変更相当として市長へ回答いたします。

次に、議案第7号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員 議案第7号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立三島小学校より北へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、12月22日、午前11時10分頃行いました。

願い出地の現況は、宅地となっており20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員、調査班ともに非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書14ページから30ページが「利用権設定関係」の案件で77件、合計面積は701,292.83平方メートルとなります。

この内、27ページからの24件、153,782平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて31ページが「所有権移転関係」の案件で4件、面積は36,370平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題はないと思われまます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

慎重審議いただきありがとうございます。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第6回総会を閉会いたします。